

議案第47号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</u></p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認め</u></p>

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

第8条から第23条まで 略

(家庭的保育事業者の職員)

第24条 略

2 略

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号の
いずれにも該当しない者であること。

3及び4 略

第25条から第32条まで 略

(居宅訪問型保育事業の意義)

るとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

第8条から第23条まで 略

(家庭的保育事業者の職員)

第24条 略

2 略

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号の
いずれにも該当しない者であること。

3及び4 略

第25条から第32条まで 略

(居宅訪問型保育事業の意義)

第33条 略

(1)から(3)まで 略

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な事由等を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

以下 略

第33条 略

(1)から(3)まで 略

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要な事由等を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育

(5) 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。